

# 半期報告書

(第10期中)

自 平成26年4月1日  
至 平成26年9月30日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【業績等の概要】 .....	5
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	7
3 【対処すべき課題】 .....	7
4 【事業等のリスク】 .....	7
5 【経営上の重要な契約等】 .....	7
6 【研究開発活動】 .....	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	8
第3 【設備の状況】 .....	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	11
2 【道路資産】 .....	12
第4 【提出会社の状況】 .....	15
1 【株式等の状況】 .....	15
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【中間連結財務諸表等】 .....	19
2 【中間財務諸表等】 .....	49
第6 【提出会社の参考情報】 .....	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	62
第1 【保証会社情報】 .....	62
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	62
第3 【指数等の情報】 .....	65

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年12月25日
【中間会計期間】	第10期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
営業収益 (百万円)	336,613	406,108	413,492	733,016	886,616
経常利益 (百万円)	13,743	11,188	5,738	8,588	6,173
中間(当期)純利益 (百万円)	8,600	5,082	2,485	6,433	3,480
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	8,573	5,110	8,506	6,569	3,506
純資産額 (百万円)	169,929	172,011	164,997	165,553	159,351
総資産額 (百万円)	774,791	887,745	933,863	879,941	929,551
1株当たり純資産額 (円)	1,755.14	1,809.07	1,736.27	1,732.88	1,675.73
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	90.53	53.50	26.17	67.72	36.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.5	19.4	17.7	18.7	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△56,765	△38,832	△87,294	△59,293	57,540
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,660	△16,049	△16,918	△21,830	△27,081
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,143	17,622	29,369	98,520	2,004
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	60,575	74,220	69,386	110,262	143,946
従業員数 (人) <外、平均臨時雇用者数>	12,886 <2,731>	13,193 <2,875>	13,635 <2,591>	12,982 <2,832>	13,396 <2,904>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書しています。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
営業収益 (百万円)	319,901	389,156	397,459	698,652	851,520
経常利益 (百万円)	16,705	9,328	5,616	9,106	1,945
中間(当期)純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	11,729	2,692	2,747	6,030	△533
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額 (百万円)	149,442	146,435	142,691	143,742	143,209
総資産額 (百万円)	744,814	859,089	901,892	849,884	902,360
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.1	17.0	15.8	16.9	15.9
従業員数 (人)	2,318	2,360	2,392	2,298	2,352

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

## 2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社27社及び関連会社7社（平成26年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下、「SA・PA」といいます。）事業、その他の4部門に係る事業を行っています。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と関係会社の異動は、概ね次のとおりです。

### (1) 高速道路事業

関西及び中国地方の交通管理業務を担当している西日本高速道路パトロール関西㈱を会社分割し、中国地方における交通管理業務の質の向上を図るため、西日本高速道路パトロール中国㈱を設立しました。

### (2) 受託事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

### (3) SA・PA事業

パーキングエリアを運営する子会社3社の経営基盤を強化し、モテナスブランドの展開を図ることによりお客さまサービスの更なる向上を図るため、子会社である㈱ハープス、㈱ボーチェ・オアシス及び㈱クレッセを平成26年7月1日付けで合併し、存続会社となる㈱ハープスの商号を西日本高速道路リテール㈱に変更しました。

### (4) その他

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の連結子会社となっています。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路 パトロール中国 ㈱	広島市 南区	20	高速道路事業	100.0 (66.0)	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路 リテール㈱	大阪市 北区	71	SA・PA事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しています。

2. 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合で内数です。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成26年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	12,473
受託事業	<1,406>
SA・PA事業	742
その他	<1,151>
全社（共通）	420 <34>
計	13,635 <2,591>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を<>で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

##### (2) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数（人）	2,392
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

##### (3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減からの持ち直しの動きに足踏みがみられるものの、企業の設備投資や公共投資の堅調さも反映して、引き続き回復基調で推移しました。

このような事業環境のもと、4月からの消費増税や料金割引の再編などの影響により、当社グループが管理する高速道路の通行台数は前年同期比3.0%の減少となりましたが、高速道路事業の料金収入は、360,909百万円（前年同期比18.0%増）となりました。

高速道路事業以外の事業については、SA・PA事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が413,492百万円（前中間連結会計期間比1.8%増）、営業費用が408,634百万円（同3.2%増）、営業利益が4,858百万円（同52.9%減）、経常利益が5,738百万円（同48.7%減）となり、法人税等を控除した中間純利益は2,485百万円（同51.1%減）となりました。

なお、各セグメントの概要は次のとおりです。

#### （高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定（以下「広島呉道路協定」といいます。）」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定（以下「南阪奈道路協定」といいます。）」及び「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（以下「八木山バイパス協定」といいます。）」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、「お客さまの安全・安心」を最優先課題に掲げ、道路の保全や交通安全対策を実施してきました。また、ETCの利用促進を図るとともに、平成26年3月14日に国土交通大臣の許可を受け平成26年4月1日から平日朝夕割引などの新たな高速道路料金や、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。なお、地域の堅調な交通量に支えられ、当社が管理していた一般国道201号（八木山バイパス）が平成26年10月1日より無料開放となりました。

一方、道路建設事業においては、新たに創設された国の補助制度を活用して整備するスマートインターチェンジ等についての事業許可を平成26年8月8日に受けるなど、高速道路ネットワークの形成・充実を図ってきました。

その結果、料金収入・道路資産賃借料の増加により、営業収益は390,224百万円（前中間連結会計期間比2.4%増）、営業費用については、387,688百万円（同3.7%増）となり、営業利益は2,535百万円（同65.4%減）となりました。

なお、平成26年1月に策定した「東・中・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における大規模更新・大規模修繕計画（概略）」について、大規模更新・大規模修繕の事業を実施するために必要な調整を進めています。

#### （受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）や一般国道24号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。その結果、当中間連結会計期間の営業収益は2,325百万円（前中間連結会計期間比25.6%減）、営業費用は2,321百万円（同26.1%減）となり、営業利益は4百万円（前中間連結会計期間は営業損失15百万円）となりました。

(注) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。



(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性などを踏まえた店づくりとして、SA・PAのブランド化を進めています。ブランド化にあたっては、「おもてなしの心」でサービスを提供する「モテナス」として山陽自動車道淡河パーキングエリア（上り線）などを展開し、地域の特色を活かしたサービスを提供する「アドヴァンストエリア」として中国自動車道美東サービスエリア（上り線、下り線）をリニューアルオープンしました。

また、パーキングエリアを運営する子会社3社を合併し、西日本高速道路リテール㈱を設立することにより、経営基盤を強化し、お客さまサービスの更なる向上に努めました。

当中間連結会計期間については、交通量の減少等により、営業収益は16,950百万円（前中間連結会計期間比6.9%減）、営業費用は14,064百万円（同3.5%減）となり、営業利益は2,886百万円（同20.4%減）となりました。

(その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、米国における橋梁点検事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、トラックターミナル事業等を行っています。

なお、一般自動車道事業を実施している芦有ドライブウェイ㈱において、平成26年8月10日台風11号の影響により本線の一部に被害を受け、現在も通行止めの状況にありますが、すでに本復旧工事に着手しています。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は4,272百万円（前中間連結会計期間比7.4%増）、営業費用は4,848百万円（同5.4%増）となり、営業損失は575百万円（前中間連結会計期間は営業損失624百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は、69,386百万円（前中間連結会計期間比6.5%減）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は87,294百万円（前中間連結会計期間は38,832百万円）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益5,716百万円に加え、減価償却費10,893百万円といった資金の獲得があったものの、たな卸資産の増加額80,942百万円及び仕入債務の減少額27,818百万円といった資金の使用によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は16,918百万円（前中間連結会計期間比5.4%増）となりました。これは主に、ETC装置、料金収受機械等の設備投資17,244百万円などの使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は29,369百万円（前中間連結会計期間比66.7%増）となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得69,836百万円があった一方、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用39,963百万円（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受額39,957百万円を含みます。）によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けます。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントごとの業績に関連付けて記載しています。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定のうち全国路線網協定について、新たに創設された国の補助制度を活用して整備するスマートインターチェンジ（近畿自動車道名古屋神戸線 新名神大津スマートインターチェンジ他5箇所）の着手等を反映し、平成26年8月8日付けで協定の一部を変更しています。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地球温暖化といった社会環境の変化、大規模更新・大規模修繕に対応した技術開発に取り組んでおり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、450百万円です。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は447百万円です。

(2) 受託事業、SA・PA事業及びその他に係る研究開発費は3百万円です。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託業務営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しています。なお、一般国道201号（八木山バイパス）が平成26年10月1日午前0時に無料開放となったことを受けて、当中間連結会計期間において、当該道路における料金徴収施設等のうち、今後、事業の用に供する見込みが無い資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として処理しました。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益については、料金収入の増加等により390,224百万円（前中間連結会計期間比2.4%増）となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に2,325百万円（同25.6%減）、SA・PA事業の営業収益については16,950百万円（同6.9%減）、その他の営業収益については4,272百万円（同7.4%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、413,492百万円（同1.8%増）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用については、道路資産賃借料が増加したこと等により387,688百万円（前中間連結会計期間比3.7%増）となりました。受託事業の営業費用については、直轄高速道路事業を中心に2,321百万円（同26.1%減）、SA・PA事業の営業費用については14,064百万円（同3.5%減）、その他の営業費用については4,848百万円（同5.4%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、408,634百万円（同3.2%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は4,858百万円（同52.9%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益2,535百万円（同65.4%減）、受託事業が営業利益4百万円（前中間連結会計期間は営業損失15百万円）、SA・PA事業が営業利益2,886百万円（前中間連結会計期間比20.4%減）、その他が営業損失575百万円（前中間連結会計期間は営業損失624百万円）です。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息40百万円（前中間連結会計期間比12.1%減）、土地物件貸付料290百万円（同3.8%減）及び負ののれん償却額207百万円（前中間連結会計期間と同額）等の計上により950百万円（前中間連結会計期間比0.2%増）となり、営業外費用は支払利息15百万円（同42.1%減）及びたな卸資産処分損15百万円（同14.7%増）等の計上により70百万円（同17.5%減）となりました。

④ 経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は5,738百万円（前中間連結会計期間比48.7%減）となりました。

⑤ 特別損益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益56百万円（前中間連結会計期間比72.9%増）及び抱合せ株式消滅差益357百万円（前中間連結会計期間は計上なし）等の計上により429百万円（前中間連結会計期間比71.4%減）となり、特別損失は災害による損失219百万円（前中間連結会計期間は計上なし）等の計上により452百万円（前中間連結会計期間比47.4%減）となりました。

⑥ 中間純利益

上記の結果、税金等調整前中間純利益は5,716百万円（前中間連結会計期間比51.7%減）となり、これに法人税等合計3,335百万円（同50.5%減）及び少数株主損失104百万円（前中間連結会計期間は少数株主利益7百万円）を控除した中間純利益は2,485百万円（前中間連結会計期間比51.1%減）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり追加又は変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	福岡市博多区	高速道路事業	建物	1,740	—	自己資金	平成26年8月	平成28年2月	—
当社 淡河パーキングエリア(上り線)他	神戸市 北区他	SA・PA 事業	営業用建物	1,399	365	自己資金	平成25年4月	平成27年2月	—
西日本高速道路リテール(株) (注1)	大阪市北区	SA・PA 事業	建物付属設備等	217	217	自己資金	平成26年1月	平成26年9月 (注2)	—

- (注) 1. (株)ハープス、(株)ボーチェ・オアシス及び(株)クレッセを平成26年7月1日付けで合併し、存続会社となる(株)ハープスの商号を西日本高速道路リテール(株)に変更しました。
2. 平成26年9月に西日本高速道路リテール(株)において完了しています。
3. 上記金額には消費税等は含まれていません。

## 2【道路資産】

### (1) 主要な道路資産の状況

当社は、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額105,329百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額27,925百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	新設 （守口ジャンクション） 平成26年7月	4,990
高速自動車国道中央自動車道西宮線	改築 （蒲生スマートインターチェンジ） 平成26年9月	276
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	改築 （小浜インターチェンジ） 平成26年7月	1,318
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕 平成26年6月 平成26年9月	20,934
一般国道31号（広島呉道路）	修繕 平成26年6月 平成26年9月	116
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕 平成26年6月 平成26年9月	14
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕 平成26年9月	192
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧 平成26年6月	83
合計		27,925

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が452,550百万円、一の路線が4,129百万円、合計456,679百万円となっています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

（注）これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

## (2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社の道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	30,220	825 [16,379]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	91,509	16,939 [62,258]	平成9年9月	平成35年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	1,799,498	242,140 [108,746]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線(注6)	95,320	5,512 [72,876]	平成3年10月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	65,423	364 [33,828]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	26,127	2,039 [18,084]	平成16年6月	平成32年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	27,196	8 [22,067]	平成8年7月	平成35年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	67,738	3,786 [－]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	51,107	0 [50,104]	平成10年1月	平成32年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,788	12 [923]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	259,959	88,737 [29,720]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	21,320	1,437 [11,345]	平成16年6月	平成31年9月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	5,413	28 [4,705]	平成18年4月	平成29年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	39,699	1,529 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	375,161	116,055 [200,927]	平成5年12月	平成34年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,378	0 [－]	平成26年9月	平成33年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	78,638	942 [－]	平成25年7月	平成33年12月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	57,348	6,646 [48,274]	平成13年6月	平成27年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。

3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしています。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。



6. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線のうち「暫定2車線区間の4車線化事業」については、「平成21年度第1次補正予算の執行見直しについて」（平成21年10月16日閣議決定）により執行が停止していますが、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降最大で1,808,919百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で48,825百万円と見込んでいます。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年9月30日	—	95,000,000	—	47,500	—	47,500

## (6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(注) 当中間連結会計期間において、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）が平成26年4月1日に施行され、社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、同日付けで、主要株主の異動が生じています。

その内容は以下のとおりです。

(異動前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	—	95,000,000	100.00

(異動後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	0	0
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員 of 状況】

前連結会計年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けています。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,530	65,468
高速道路事業営業未収入金	66,992	63,770
短期貸付金	4,038	36
有価証券	106,500	4,000
仕掛道路資産	449,235	526,731
その他	32,227	38,225
貸倒引当金	△23	△22
流動資産合計	692,500	698,210
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	91,757	93,184
減価償却累計額	△26,719	△28,224
減損損失累計額	△141	△167
建物及び構築物（純額）	64,896	64,792
機械装置及び運搬具	135,107	137,353
減価償却累計額	△84,420	△90,559
減損損失累計額	—	△41
機械装置及び運搬具（純額）	50,687	46,752
土地	85,664	85,925
その他	25,471	29,293
減価償却累計額	△11,554	△12,545
減損損失累計額	—	△3
その他（純額）	13,917	16,744
有形固定資産合計	215,164	214,215
無形固定資産	8,702	7,949
投資その他の資産		
長期前払費用	1,879	1,868
退職給付に係る資産	371	854
その他	10,687	10,446
貸倒引当金	△318	△310
投資その他の資産合計	12,620	12,858
固定資産合計	236,487	235,023
繰延資産	563	629
資産合計	※1 929,551	※1 933,863

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	148,236	129,422
1年内返済予定の長期借入金	6	5
未払法人税等	1,399	5,630
受託業務前受金	2,470	3,834
前受金	1,411	1,298
賞与引当金	3,592	4,194
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	61	51
回数券払戻引当金	166	209
その他	44,888	26,722
流動負債合計	202,233	171,370
固定負債		
道路建設関係社債	※1 324,993	※1 335,085
道路建設関係長期借入金	130,000	150,000
長期借入金	104	99
役員退職慰労引当金	322	254
ETCマイレージサービス引当金	8,174	9,742
退職給付に係る負債	79,033	75,996
その他	25,338	26,317
固定負債合計	567,966	597,495
負債合計	770,200	768,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	67,219	66,846
株主資本合計	170,217	169,843
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21	28
為替換算調整勘定	11	14
退職給付に係る調整累計額	△11,056	△4,939
その他の包括利益累計額合計	△11,022	△4,897
少数株主持分	156	51
純資産合計	159,351	164,997
負債・純資産合計	929,551	933,863

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	406,108	413,492
営業費用		
道路資産賃借料	212,268	262,321
高速道路等事業管理費及び売上原価	151,862	105,702
販売費及び一般管理費	※1 31,652	※1 40,610
営業費用合計	395,782	408,634
営業利益	10,325	4,858
営業外収益		
受取利息	46	40
受取配当金	8	6
負ののれん償却額	207	207
持分法による投資利益	89	144
土地物件貸付料	301	290
その他	294	261
営業外収益合計	948	950
営業外費用		
支払利息	26	15
損害賠償金	11	13
たな卸資産処分損	13	15
その他	34	27
営業外費用合計	85	70
経常利益	11,188	5,738
特別利益		
固定資産売却益	※2 32	※2 56
負ののれん発生益	1,386	—
抱合せ株式消滅差益	—	※3 357
その他	82	16
特別利益合計	1,501	429
特別損失		
固定資産売却損	※4 22	※4 38
固定資産除却損	※5 36	※5 46
減損損失	—	70
災害による損失	—	219
その他	800	77
特別損失合計	859	452
税金等調整前中間純利益	11,830	5,716
法人税、住民税及び事業税	7,444	5,250
法人税等調整額	△703	△1,915
法人税等合計	6,740	3,335
少数株主損益調整前中間純利益	5,090	2,380
少数株主利益又は少数株主損失(△)	7	△104
中間純利益	5,082	2,485



## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	5,090	2,380
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16	3
為替換算調整勘定	2	2
退職給付に係る調整額	—	6,049
持分法適用会社に対する持分相当額	0	69
その他の包括利益合計	20	6,125
中間包括利益	5,110	8,506
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,102	8,611
少数株主に係る中間包括利益	7	△104

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	61,602	164,600
当中間期変動額				
中間純利益			5,082	5,082
連結子会社の増加に伴う増加高			2,135	2,135
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	7,218	7,218
当中間期末残高	47,500	55,497	68,821	171,819

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	16	6	－	23	929	165,553
当中間期変動額						
中間純利益						5,082
連結子会社の増加に伴う増加高						2,135
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17	2	－	20	△780	△760
当中間期変動額合計	17	2	－	20	△780	6,457
当中間期末残高	34	8	－	43	149	172,011

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	64,360	167,357
当中間期変動額				
中間純利益			2,485	2,485
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,485	2,485
当中間期末残高	47,500	55,497	66,846	169,843

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	21	11	△11,056	△11,022	156	156,491
当中間期変動額						
中間純利益						2,485
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6	2	6,116	6,125	△104	6,020
当中間期変動額合計	6	2	6,116	6,125	△104	8,506
当中間期末残高	28	14	△4,939	△4,897	51	164,997

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	11,830	5,716
減価償却費	10,419	10,893
減損損失	—	70
負ののれん償却額	△207	△207
負ののれん発生益	△1,386	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9	△9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	570	601
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△45	△67
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	739	1,568
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,305	—
退職給付に係る資産及び負債の増減額	—	290
受取利息及び受取配当金	△54	△47
支払利息	2,912	2,545
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	—	△357
固定資産売却損益 (△は益)	△10	△17
固定資産除却損	313	227
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,189	6,970
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△25,421	△80,942
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,586	△27,818
その他	3,329	△3,447
小計	△34,470	△84,030
利息及び配当金の受取額	110	92
利息の支払額	△2,781	△2,539
法人税等の支払額	△2,734	△1,664
法人税等の還付額	1,043	847
営業活動によるキャッシュ・フロー	△38,832	△87,294
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△52	△55
定期預金の払戻による収入	238	58
固定資産の取得による支出	△17,951	△17,244
固定資産の売却による収入	916	298
投資有価証券の売却及び償還による収入	898	0
関係会社株式の取得による支出	△75	—
その他	△23	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,049	△16,918
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△1,533	—
長期借入れによる収入	20,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△10,170	△6
道路建設関係社債発行による収入	49,833	49,836
道路建設関係社債償還による支出	△40,000	△39,957
その他	△506	△503
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,622	29,369

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△37,257	△74,843
現金及び現金同等物の期首残高	110,262	143,946
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,216	—
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	283
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 74,220	※1 69,386

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出△40,000百万円及び長期借入金の返済による支出△10,170百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△40,000百万円及び△10,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△25,421百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額74,086百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出△39,957百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△39,957百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△80,942百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額27,925百万円が含まれています。

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 26社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当中間連結会計期間において平成26年7月1日付けで(株)ハープスを存続会社として(株)ボーチェ・オアシス及び(株)クレッセを吸収合併し、存続会社の商号を西日本高速道路リテール(株)に変更しました。また、西日本高速道路パトロール中国(株)は平成26年7月1日付けで西日本高速道路パトロール関西(株)の会社分割により設立したため、連結の範囲に含めています。

なお、非連結子会社であった(株)ハートネットは連結子会社である(株)ハープス（西日本高速道路リテール(株)に商号変更）と合併しました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名

九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社（T S K(株)）は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。



- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
  - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。  
なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。
  - ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。  
なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。
  - ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- (8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。
- (9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が675百万円、退職給付に係る負債が3,299百万円増加し、利益剰余金が2,859百万円減少しています。また、当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微です。

なお、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額は30.10円減少し、1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微です。潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため影響ありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記していた特別損失の「損害賠償金」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、特別損失の「損害賠償金」に表示していた707百万円は、「その他」として組替えています。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	324,993百万円 (額面額325,400百万円)	335,085百万円 (額面額335,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	185,000	200,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,011,487百万円	2,353,869百万円
東日本高速道路株式会社	2,271	683
中日本高速道路株式会社	2,345	470
計	3,016,105	2,355,022

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	4,699百万円	3,527百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	371,000百万円	356,000百万円

### 3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
当座貸越極度額	100,050百万円	100,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	100,050	100,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
給与手当	5,524百万円	4,809百万円
賞与引当金繰入額	885	791
役員退職慰労引当金繰入額	46	59
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	6,980	9,742
回数券払戻引当金繰入額	—	44
利用促進費	7,837	15,722

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
機械装置及び運搬具	31百万円	26百万円
土地	—	29
その他	0	0
計	32	56

※3 抱合せ株式消滅差益

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

平成26年6月1日に連結子会社である㈱ハープス(西日本高速道路リテール㈱に商号変更)が非連結子会社である㈱ハートネットを吸収合併したことによるものです。

※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
建物及び構築物	11百万円	—百万円
機械装置及び運搬具	0	—
土地	5	38
その他	5	—
計	22	38

※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
建物及び構築物	29百万円	14百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	2	26
無形固定資産	4	5
計	36	46

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	64,783百万円	65,468百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現 先 (短期貸付金勘定)	1,000	—
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	8,500	4,000
計	74,283	69,468
預入期間3ヶ月超の定期預金 (現金 及び預金勘定)	△62	△81
現金及び現金同等物	74,220	69,386

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末 (期末) 残高相当額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	118百万円	117百万円	0百万円
その他	73	70	3
無形固定資産	7	7	—
合計	199	195	4

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
機械装置及び運搬具	21百万円	21百万円	—百万円
その他	53	51	1
合計	74	72	1

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料中間期末 (期末) 残高相当額等

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	4百万円	1百万円
1年超	0	—
合計	4	1

(注) 未経過リース料中間期末 (期末) 残高相当額は、未経過リース料中間期末 (期末) 残高が有形固定資産の中間期末 (期末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
支払リース料	10百万円	2百万円
減価償却費相当額	10	2

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)
1年内	456,679百万円	469,264百万円
1年超	16,373,155	16,105,993
合計	16,829,835	16,575,258

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)
1年内	292百万円	278百万円
1年超	622	667
合計	914	946



(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	33,530	33,530	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	66,992 △23		
	66,968	66,968	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	106,677	106,677	—
資産計	207,176	207,176	—
(1) 高速道路事業営業未払金	148,236	148,236	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	6	6	0
(3) 道路建設関係社債	324,993	338,277	13,284
(4) 道路建設関係長期借入金	130,000	130,003	3
(5) 長期借入金	104	125	21
負債計	603,341	616,650	13,309

(\*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	65,468	65,468	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	63,770 △22		
	63,748	63,748	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,285	4,285	—
資産計	133,502	133,502	—
(1) 高速道路事業営業未払金	129,422	129,422	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	5	5	0
(3) 道路建設関係社債	335,085	347,216	12,131
(4) 道路建設関係長期借入金	150,000	150,608	608
(5) 長期借入金	99	126	26
負債計	614,613	627,380	12,766

(\*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
非上場株式	3,820	3,963

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	75	24	51
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	176	124	51
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	△0
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	106,500	106,500	—
	小計	106,501	106,501	△0
合計		106,677	106,625	51

当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	85	26	59
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	185	125	59
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	99	100	△0
	(3) その他	4,000	4,000	—
	小計	4,099	4,100	△0
合計		4,285	4,225	59

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

重要なデリバティブ取引はありません。

当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)

重要なデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

共通支配下の取引等 (連結子会社同士の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称 (株)ハーパス、(株)ボーチェ・オアシス、(株)クレッセ

事業の内容 SA・PAにおける商業施設の運営業務

(2) 企業結合日

平成26年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

(株)ハーパスを存続会社とする吸収合併方式とし、(株)ボーチェ・オアシス、(株)クレッセは解散していません。

(4) 結合後企業の名称

西日本高速道路リテール(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源を集約し、経営基盤を強化することにより、ブランド展開等の成長戦略を着実に推進する体制を構築することを目的とするものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

共通支配下の取引等 (連結子会社の新設分割)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称 西日本高速道路パトロール関西(株)

事業の内容 高速道路の交通管理業務

(2) 企業結合日

平成26年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

西日本高速道路パトロール関西(株)を分割会社とし、新たに設立する西日本高速道路パトロール中国(株)を承継会社とする新設分割。

(4) 結合後企業の名称

西日本高速道路パトロール中国(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化・円滑化を図るべく、関西エリアと中国エリアを分割し、地域に密着し各関係機関との連携を強化する体制を構築することを目的とするものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
期首残高	261百万円	241百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11	—
時の経過による調整額	4	2
資産除去債務の履行による減少額	△16	—
その他増減額（△は減少）	△19	—
中間期末（期末）残高	241	243

## (賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
賃貸等不動産		
中間連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額)		
期首残高	2,597	3,290
期中増減額	693	439
中間期末（期末）残高	3,290	3,729
中間期末（期末）時価	2,896	3,344
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
中間連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額)		
期首残高	88,369	90,670
期中増減額	2,300	402
中間期末（期末）残高	90,670	91,073
中間期末（期末）時価	85,640	85,775

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物（3,606百万円）及び建設仮勘定（6,453百万円）であり、主な減少額は減価償却費（1,929百万円）です。当中間連結会計期間の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物（514百万円）、建設仮勘定（1,332百万円）及び遊休不動産の土地（568百万円）であり、主な減少額は減価償却費（975百万円）です。

3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

(退職給付に係る会計処理方法の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しています。

なお、この変更による当中間連結会計期間のセグメント利益に与える影響は軽微です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	381,149	3,125	18,172	402,447	3,660	406,108	—	406,108
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	—	27	41	315	357	△357	—
計	381,164	3,125	18,199	402,489	3,976	406,465	△357	406,108
セグメント利益又は損失(△)	7,328	△15	3,624	10,937	△624	10,313	12	10,325
セグメント資産	669,426	9,030	109,528	787,985	11,941	799,927	87,818	887,745
その他の項目								
減価償却費	8,096	0	987	9,083	170	9,254	1,165	10,419
持分法適用会社への投資額	1,951	—	854	2,806	546	3,352	—	3,352
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	6,965	—	2,046	9,012	177	9,189	1,095	10,284

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額87,818百万円には、債権の相殺消去△15,741百万円、全社資産103,559百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,165百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,095百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	390,210	2,325	16,928	409,465	4,027	413,492	—	413,492
セグメント間の内部売上高 又は振替高	13	—	22	35	244	280	△280	—
計	390,224	2,325	16,950	409,501	4,272	413,773	△280	413,492
セグメント利益又は損失(△)	2,535	4	2,886	5,425	△575	4,850	8	4,858
セグメント資産	715,914	6,425	112,385	834,726	13,647	848,373	85,490	933,863
その他の項目								
減価償却費	8,395	0	1,042	9,437	205	9,643	1,250	10,893
減損損失	70	—	—	70	—	70	—	70
持分法適用会社への投資額	2,232	—	876	3,109	524	3,633	—	3,633
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	7,825	—	1,602	9,427	252	9,680	1,132	10,813

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額85,490百万円には、債権の相殺消去△16,801百万円、全社資産102,292百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,250百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,132百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	305,804	74,086	26,217	406,108

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	360,909	27,925	24,657	413,492

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	74,086	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	27,925	高速道路事業



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）  
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	263	263

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	5,900	5,900

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	249	249

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	5,485	5,485

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当中間連結会計期間に、高速道路事業において711百万円及びその他において675百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは主に、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)他2社の株式を追加取得したこと（600百万円）及び(株)アシストが少数株主から自己株式を取得したこと（675百万円）によるものです。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	53.50円	26.17円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	5,082	2,485
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	5,082	2,485
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	1,675.73円	1,736.27円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	159,351	164,997
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	156	51
(うち少数株主持分)(百万円)	(156)	(51)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	159,194	164,945
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成26年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第24回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.609パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成26年11月18日
償還期日	平成36年9月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（借入金245,300百万円以内）に基づき、平成26年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社大垣共立銀行他23金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成26年10月29日
返済期日	平成31年8月31日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他9金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成26年12月24日
返済期日	平成32年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	29,231	60,693
高速道路事業営業未収入金	66,992	63,770
リース投資資産（純額）	10	10
有価証券	106,500	4,000
仕掛道路資産	451,488	528,892
原材料及び貯蔵品	1,565	1,542
その他	29,083	※4 27,235
貸倒引当金	△23	△22
流動資産合計	684,848	686,122
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	89,670	88,150
無形固定資産	3,497	3,057
高速道路事業固定資産合計	93,167	91,207
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	67,482	67,490
その他（純額）	21,280	21,750
有形固定資産合計	88,762	89,241
無形固定資産	231	208
関連事業固定資産合計	88,993	89,449
各事業共用固定資産		
有形固定資産	20,402	20,566
無形固定資産	3,328	3,196
各事業共用固定資産合計	23,730	23,762
その他の固定資産		
有形固定資産	632	528
その他の固定資産合計	632	528
投資その他の資産		
投資その他の資産	10,719	10,481
貸倒引当金	△295	△288
投資その他の資産合計	10,423	10,192
固定資産合計	216,948	215,140
繰延資産	563	629
資産合計	※1 902,360	※1 901,892

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,201	134,700
1年以内返済予定長期借入金	3	2
リース債務	295	414
未払法人税等	-	4,643
賞与引当金	1,434	1,455
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	61	51
回数券払戻引当金	166	209
その他	54,806	45,491
流動負債合計	222,969	186,969
固定負債		
道路建設関係社債	※1 324,993	※1 335,085
道路建設関係長期借入金	130,000	150,000
その他の長期借入金	24	20
リース債務	894	1,081
退職給付引当金	61,957	65,436
役員退職慰労引当金	52	36
ETCマイレージサービス引当金	8,174	9,742
関門トンネル事業履行義務債務	※3 3,559	※3 3,364
資産除去債務	192	194
その他	6,332	7,270
固定負債合計	536,181	572,231
負債合計	759,150	759,201
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	22,670	19,441
繰越利益剰余金	17,541	20,252
利益剰余金合計	40,211	39,693
株主資本合計	143,209	142,691
純資産合計	143,209	142,691
負債・純資産合計	902,360	901,892

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	380,281	389,321
営業費用	372,930	386,305
高速道路事業営業利益	7,350	3,015
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	138	33
受託業務収入	2,987	2,292
SA・PA事業収入	5,284	5,296
その他の事業収入	465	516
営業収益合計	8,875	8,138
営業費用		
直轄高速道路事業費	138	33
受託業務事業費	3,006	2,287
SA・PA事業費	3,553	3,898
その他の事業費用	1,197	1,140
営業費用合計	7,894	7,360
関連事業営業利益	981	778
全事業営業利益	8,331	3,793
営業外収益	※1 1,034	※1 1,868
営業外費用	※2 37	※2 45
経常利益	9,328	5,616
特別利益	※3 31	※3 54
特別損失	※4 778	※4 272
税引前中間純利益	8,582	5,397
法人税、住民税及び事業税	6,180	4,300
法人税等調整額	△290	△1,650
法人税等合計	5,890	2,650
中間純利益	2,692	2,747

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,542	18,203	40,745	143,742	143,742
当中間期変動額									
別途積立金の積立					128	△128	—	—	—
中間純利益						2,692	2,692	2,692	2,692
当中間期変動額合計	—	—	—	—	128	2,563	2,692	2,692	2,692
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	20,767	43,437	146,435	146,435

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	14,275	36,945	139,943	139,943
当中間期変動額									
別途積立金の取崩					△3,228	3,228	—	—	—
中間純利益						2,747	2,747	2,747	2,747
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△3,228	5,976	2,747	2,747	2,747
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	19,441	20,252	39,693	142,691	142,691

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっています。

##### (2) たな卸資産

##### ① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

##### ② 原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

##### (3) リース資産

##### ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

##### (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。



(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の中間貸借対照表における取扱いが中間連結貸借対照表と異なります。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が3,266百万円増加し、利益剰余金が同額減少しています。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微です。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額は34.38円減少し、1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微です。潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため影響ありません。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しています。

- ・財務諸表等規則第25条及び第26条を準用する中間財務諸表等規則第17条に定める減価償却累計額の注記については、財務諸表等規則第26条第2項により、記載を省略しています。
- ・中間財務諸表等規則第52条の2に定める1株当たり中間純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
- ・中間財務諸表等規則第53条に定める潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第107条を準用する中間財務諸表等規則第66条に定める自己株式に関する注記については、財務諸表等規則第107条第2項により、記載を省略しています。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	324,993百万円 (額面額 325,400百万円)	335,085百万円 (額面額 335,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	185,000	200,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,011,487百万円	2,353,869百万円
東日本高速道路株式会社	2,271	683
中日本高速道路株式会社	2,345	470
計	3,016,105	2,355,022

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	4,699百万円	3,527百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	371,000百万円	356,000百万円

※3 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
受取利息	3百万円	4百万円
有価証券利息	30	36
受取配当金	589	1,445
土地物件貸付料	249	248

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
支払利息	4百万円	4百万円
損害賠償金	11	13
たな卸資産処分損	13	15

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
固定資産売却益 (機械及び装置)	1百万円	－百万円
固定資産売却益 (車両運搬具)	30	25
固定資産売却益 (工具、器具及び備品)	0	0
固定資産売却益 (土地)	－	29

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
固定資産売却損 (機械及び装置)	0百万円	－百万円
固定資産売却損 (車両運搬具)	0	－
減損損失	－	70
損害賠償金	707	41
関係会社株式評価損	68	161

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	8,062百万円	8,427百万円
無形固定資産	1,378	1,348

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,192百万円、関連会社株式1,669百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間（平成26年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式4,192百万円、関連会社株式1,508百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

中間連結財務諸表 「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成26年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第24回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.609パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成26年11月18日
償還期日	平成36年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（借入金245,300百万円以内）に基づき、平成26年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社大垣共立銀行他23金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成26年10月29日
返済期日	平成31年8月31日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他 9 金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成26年12月24日
返済期日	平成32年11月30日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第9期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日近畿財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書  
平成26年4月1日近畿財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
- (3) 訂正発行登録書(普通社債)  
平成25年12月26日提出の発行登録書(普通社債)に係る訂正発行登録書を、平成26年4月1日、平成26年6月27日及び平成26年8月11日近畿財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類  
平成26年5月13日、平成26年8月28日及び平成26年11月12日近畿財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成24年2月9日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成24年5月8日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成24年9月12日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成24年11月13日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成25年2月13日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成25年3月29日付けで機構により重畳的に債務引受けされています。  
2. 平成25年6月28日付けで機構により重畳的に債務引受けされています。  
3. 平成26年3月31日付けで機構により重畳的に債務引受けされています。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### ○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成26年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成26年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成26年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,491,663百万円
政府出資金	4,026,229百万円
地方公共団体出資金	1,465,434百万円
II 資本剰余金	843,830百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△36百万円
損益外減価償却累計額	△5,092百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	3,401,090百万円
純資産合計	9,736,584百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
  - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令  
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
  - (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 俊介	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷 義広	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野呂 貴生	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 俊介	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷 義広	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野呂 貴生	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。